

内閣官房副長官
木原 誠二 様

要望書

平素より、日本語教育機関関係 6 団体の活動に対しご理解とご尽力を賜り、心より感謝いたします。政府は令和3年11月30日から新規外国人の入国を全面的に停止し、更に本年2月末まで停止期間を延長しました。諸外国に比べても非常に厳しい入国制限が続く中、待機留学生や日本語教育機関は、もはや限界に達しております。

つきましては、留学生や日本語教育機関の窮状にご理解を賜り、下記の要望事項について、ご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

1、待機留学生の入国制限緩和

本年3月末までに待機留学生の多くが入国できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した形での日本語教育機関の私費留学生の入国制限緩和を要望いたします。さらに本年4月に大学、専門学校への進学が決まっている待機留学生は、4月までに入国できなければ、入学の取り消しや奨学金が打ち切られてしまうことから、特段のご配慮をご検討いただけますようよろしくお願いいたします。

2、入国の手続きの簡素化及び審査体制の拡充

入国制限緩和の際には、入国手続きの簡素化を要望いたします。昨年11月に定められた「水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領」では、入国承認審査に2週間以上の期間を要し、同年11月末日までに入国できた日本語教育機関の留学生は、全国で数人に過ぎなかったという実情があります。1日あたりの入国者数の上限を引き上げる等の措置により留学生の受け入れ人数を増加させるとともに、可能な限りの入国手続きの簡素化及び審査体制の拡充が必須であると考えます。(次頁参考資料参照)

3、待機留学生への支援

長期に亘る先の見えない待機により学生達は経済的にも精神的にも追い込まれております。日本留学の道が閉ざされたと絶望し、留学をあきらめる者や他国に留学先を変更するといった事例が多発しております。このような状況の中、たとえ入国が可能となった場合でも、ホテル等での待機費用や公共交通機関を使わずの移動費負担は、留学生に更なる負担を強いており、日本留学の意志を維持することの大きな妨げとなっています。入国できた際には「困窮留学生の緊急給付金」の対象としていただく等の措置により待機費用に対する支援を要望いたします。

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語教育協会

理事長 佃吉一

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀

(ご参考)

1, 過去6ヶ月の入国者数

※この期間の入国者は、主に日本人の帰国者や再入国の外国人であり、新規入国の外国人は、原則的に0人である。(出入国管理統計より)

対象月	月間入国者数(人)	1日あたり入国者数(人)
2021/08	86,436	2,788
2021/09	70,064	2,335
2021/10	80,273	2,589
2021/11	86,355	2,879
2021/12	108,321	3,494
2022/01	69,458	2,241
平均	83,485	2,722

2, 在留資格の認定を受けながら来日できていない外国人が「約37万人」(令和3年10月1日時点:令和3年10月22日付の日経新聞調べより)である。新規入国可能な外国人が「在留資格の認定を受けながら来日できていない外国人」だけであるとしても、入国するのに要する期間は以下の通りとなり、一日あたりの入国上限数が3500人であれば、476日(1年以上)を要することになる。

1日当たりの入国人数の上限	新規入国が可能な外国人数(一日あたり)	期間	
		日数	備考
3,500	778	476	1年以上
5,000	2,278	162	5か月以上
10,000	7,278	51	2ヶ月以内
15,000	12,278	30	約1ヶ月